



学校坂道

校長だより 2025年(令和7年)5月12日

誰も傷つけないために

～ 子どもたちのインターネット利用について考える ～

👉 困ったら・・・

- (1) 電話相談 #9110 警察相談専用電話 各都道府県警察に相談できる
- 188 消費生活センター
- (2) フィルタリング相談 スマートフォン等 販売店

👉 許されない行為はどれだろう？

- | |
|----------------------------------|
| 1 「この学校を爆破する」とSNSに書く |
| 2 友だちのテストの点数をSNSに書く |
| 3 友だち(小4)の裸の写真をスマホで撮る |
| 4 雑誌に載っていた芸能人の写真をスマホで撮ってSNSに投稿する |
| 5 「〇〇くんうざい」とSNSに書く |
| 6 パスワードを予想して、友だちのアカウントにログインする |

An investment in knowledge always pays the best interest.
知識に投資することは、常に最大の利益をもたらす

< 解 答 すべて許されない行為です。犯罪です。 >

1	「この学校を爆破する」とSNSに書く
	犯罪名：威力業務妨害 3年以下の懲役または50万円以下の罰金 ⇒ 警察や消防隊が学校に来て捜査等にあたったり、多くの児童・生徒の学習ができなくなったりして、多くの人が迷惑します。
2	友だちのテストの点数をSNSに書く
	犯罪名：名誉棄損罪 3年以下の懲役禁錮または50万円以下の罰金 ⇒ 友だちの知られたくない情報を勝手にばらまいたことになります。100点でも関係ありません。
3	友だち(小4)の裸の写真をスマホで撮る
	犯罪名：児童ポルノ禁止法違反(製造) 3年以下の懲役または300万円以下の罰金 ⇒ 男女問わず、18歳未満の裸の写真を撮るだけで罪になります。ネットにのせると、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金(両方の場合も)です。
4	雑誌に載っていた芸能人の写真をスマホで撮ってSNSに投稿する
	犯罪名：著作権法違反 10年以下の懲役または1000万円以下の罰金 ⇒ 映画や音楽、写真、文章なども著作権法で守られています。
5	「〇〇くんうざい」とSNSに書く
	犯罪名：侮辱罪 1年以下の懲役もしくは禁錮もしくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料 ⇒ 「〇〇くんはカンニングした」など、具体的な事実を書いた場合は、「名誉棄損罪」で3年以下の懲役または50万円以下の罰金です。侮辱罪は軽いように思えますが、罪を犯したという「前科」が残ってしまいます。
6	パスワードを予想して、友だちのアカウントにログインする
	犯罪名：不正アクセス禁止法違反 3年以下の懲役または100万円以下の罰金 ⇒ 勝手にログインするだけでも犯罪です。いたずらではすみません。